

就学前児童数
(H31.4.2以降生まれ)

人

点

基本 指 数	就 労	被 雇 用 者 及 び 自 営 業	就労日数【月／週あたり】		父	母	就労時間【1日あたり】		父	母	計	
			月20日以上／週5日以上		5	5	8時間以上		5	5	父	母
			月16日～19日／週4日		4	4	7時間以上8時間未満		4	4		
			月12日～15日／週3日		3	3	6時間以上7時間未満		3	3		
							5時間以上6時間未満		2	2		
							4時間以上5時間未満		1	1		
							上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の就労時間が64時間以上である		5	5		
			医師の診断書による就労制限有（※加算対象となるのは就労の基準点が8点以下の場合です。）		2	2						
	※休憩時間は就労時間に含む。											
	み な し 育 休	【転園申込用】 （育児休業） 申込児童のきょうだい（2歳未満）に係る育児休業を取得しており、申込児童が入所した場合でも、令和7年5月1日までに職場復帰ができない。 （みなし育児） 申込児童のきょうだい（2歳未満）を家庭保育しており、申込児童が入所した場合でも、求職活動を行うことができない。							2	2		
			求 職	求職活動をしている（※就労や介護・看護等にあたる時間が月64時間未満の場合も含む。）							3	3
	妊 娠 ・ 出 産	入所希望日時からみて、産前3ヵ月前から産後8週後の翌日が属する月末に該当する 分娩予定日：令和 年 月 日（※申込児童の出産を理由に入所申込を行うことはできません。）									6	
	就 学	通 学 及 び 通 信	授業（学習）日数【週あたり】		父	母	授業（学習）時間【1日あたり】		父	母	計	
			週5日以上		5	5	8時間以上		5	5	父	母
			週4日		4	4	7時間以上8時間未満		4	4		
			週3日		3	3	6時間以上7時間未満		3	3		
							5時間以上6時間未満		2	2		
4時間以上5時間未満							1	1				
上記項目の日数及び時間に該当しない場合で、月の授業（学習）時間が64時間以上である							5	5				
※通学制の場合、授業の間の拘束時間は授業（学習）時間に含む。 ※通信制の場合は、オンライン授業や学校の課題に費やしている時間のみを授業（学習）時間として計算する。 ※通学・通信制どちらの場合についても、自習時間は授業（学習）時間に含まない。												
疾 病 ・ 障 が い	診 断 書	※診断書と手帳等の両方がある場合は、指数の高い方を基準点とする。										
		①病状等から該当するもの				②日常生活及び子どもの世話へ該当するもの						
		a. ☐ 2		c. ☐ 4		I. ☐ 2		III. ☐ 4				
		b. ☐ 3		d. ☐ 5		II. ☐ 3		IV. ☐ 5				
	身体・精神障がい者手帳		1・2級 ☐ 10		3級 ☐ 8		4級以下 ☐ 6					
療育手帳		A1・A2もしくはB1 ☐ 10		B2 ☐ 8								
看 護 ・ 介 護	☐ 身体・精神障がい者手帳1・2級 ☐ 療育手帳A1・A2・B1 ☐ 介護保険被保険者証要介護5 ☐ 診断書⑥⑦							10	10			
	☐ 身体・精神障がい者手帳3級 ☐ 療育手帳B2 ☐ 介護保険被保険者証要介護3・4 ☐ 診断書④⑤							8	8			
	☐ 身体・精神障がい者手帳4級以下 ☐ 介護保険被保険者証要介護1・2 ☐ 診断書③							6	6			
	☐ 診断書②							4	4			
災 害	家屋等が災害を受け、復旧にあっている							10	10			
そ の 他	☐ 不在（※本島内にいない） ☐ 死亡 ☐ 離別（※離婚前提の証明ができる別居を含む） ☐ 市長が特に認めた場合（※養育困難等）							10	10			
調 整 指 数	☐ ひとり親世帯（※戸籍上、ひとり親世帯であることが確認できる場合）							6				
	☐ 準ひとり親世帯（※保護者が本島外で就労している等）							2				
	☐ 若年世帯（※父母のいずれかが令和7年4月1日時点で20歳未満）							2				
	☐ 生活保護世帯							2				
	☐ 多子世帯（※同一世帯、かつ、未就学児が3人以上）							1				
	☐ 申込児童のきょうだいが既に認可保育施設に在園（※認定こども園1号を含む）しており、令和7年4月以降も引き続き在園が見込まれる【転園申込の場合】							3				
	☐ 宜野湾市が支給認定しており、令和7年3月に在園している地域型保育事業所を卒園予定の児童（※市内連携施設への入所が内定している場合は申込できません）							20				
	☐ 里親世帯							20				
	☐ 認可保育施設、認定こども園、地域型保育事業所、幼稚園、認可外保育施設で保育士・幼稚園教諭・地域限定型保育士・子育て支援員・看護師（正准）・保健師・小学校教諭・養護教諭（すべて有資格者）として保育養護業務に従事している（※採用予定含む）							6				
	☐ 希望する保育施設に入所できない場合は、育休延長も許容できる（※保護者からの申し出があった場合のみ適用する）							-20				
	☐ 虐待やDVの恐れがあり、児童相談所等からの意見書等により、社会的養護の必要があると認められる（※児童福祉の観点及び世帯の状況から優先度を判断する）											
	☐ 過去に虚偽の申請をしたことがある方（※課内協議の上、減点する指数を決定します）											
☐ 現年度分・過年度分で滞納月が2ヵ月分あれば－2点、それ以上に滞納している場合は滞納月1ヵ月分ごとに－2点（※指数の減点については、入所審査時点の申込児童本人及び在園している、もしくは、卒園したきょうだいの保育料収納状況により行う）												
☐ 市長が特に必要と認めた場合（※課内協議の上、付与する指数を決定します）												